

一般財団法人自動車検査登録情報協会 自動車情報管理センター 証明書情報集約サービス 料金に関する細則

- 第1条 目的
- 第2条 料金の種類
- 第3条 料金の設定
- 第4条 請求及び支払
- 第5条 料金の周知
- 附則
- 別表

(目的)

第1条 本細則は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下、「自検協」といいます。）自動車情報管理センター証明書情報集約サービス利用規約第25条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(料金の種類)

第2条 利用者は、証明書情報集約サービスを利用した際の料金を自検協にお支払いいただきます。

2 利用者にお支払いいただく料金の種類及び金額は、次に掲げる各号のとおりです。

- (1) 証明書情報集約サービス利用料（別表1）
- (2) 新規利用登録料及び登録内容変更料（別表2）
- (3) 詳細請求書発行手数料（別表3）

(料金の設定)

第3条 証明書情報集約サービス利用料は、一定期間における自検協の証明書情報処理業務の収支均衡を前提に設定します。

2 新規利用登録料及び登録内容変更料は、新規利用登録及び登録内容変更の通知書に係る送料等の実費とします。

3 詳細請求書発行手数料は、利用日及び利用種別ごとの明細を希望する利用者に係るもので、当該請求書作成経費や送料等の実費とします。

4 自検協は、情報処理業務の収支について年1回以上、登録情報処理機関業務運営協議会（以下、「協議会」といいます。）に報告を行います。

5 自検協は、証明書情報処理業務に関して収支均衡が見込めない場合、協議会に諮った上で、料金の種類及び金額を変更することがあります。

(請求及び支払)

第4条 自検協は、当月の証明書情報集約サービスの利用（登録及び訂正のうち正常に処理が行われたもの）の件数に、第2条第2項第1号に規定する利用料を乗じた金額、並びに新規利用登録料及び登録内容変更料、詳細請求書発行手数料を当月分料金として利用者ID毎に集計し、請求

します。なお、当月は原則として1日から月末とします。

- 2 自検協は、利用者ID毎に翌月5稼働日に、当月分料金請求書を発行し、郵送させていただきます。ただし、当月の請求額によっては、翌々月以降にまとめて請求書を発行させていただくこともあります。
- 3 利用者は、自検協が発行する請求書により、請求書記載の支払期限（当月分は、翌月末日）までに料金をお支払いいただきます。
- 4 支払方法は、請求書記載の指定銀行口座への振り込みとさせていただきます。なお、振り込みに係る手数料は利用者のご負担とさせていただきます。

(料金の周知)

第5条 自検協は、料金の種類や金額を変更する場合、実施2カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。

附則

本細則は、自検協が証明書情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成17年12月26日から適用します。

附則

本細則は、平成19年4月17日から適用します。

附則

本細則は、平成21年3月1日から適用します。

附則

本細則は、平成23年1月4日から適用します。

附則

本細則は、平成24年1月4日から適用します。

附則

本細則は、平成24年4月1日から適用します。

別表1（第2条第2項第1号関係）
証明書情報集約サービス利用料

		(消費税込)
種 別		登 録 及 び 訂 正 各 1 件あたりの金額
完 検 証 サ ー ビ ス		55 円 ※2
譲 渡 証 サ ー ビ ス※1		54 円 ※2
自 賠 責 サ ー ビ ス		65 円 ※2

※1 一次譲渡証明書情報を譲受人が訂正する場合があります。

※2 料金の変更は、平成24年1月4日より実施します。

別表2（第2条第2項第2号関係）
新規利用登録料及び登録内容変更料

		(消費税込)
種 別		金 額
新規利用登録料		900 円※2
登録内容変更料※1		300 円※2

※1 譲渡証明書記載項目に係る変更のみ。その他の項目の登録内容変更は無料です。

※2 料金の変更は、平成21年3月1日より実施します。

別表3（第2条第2項第3号関係）
詳細請求書発行手数料

		(消費税込)
種 別		金 額
詳細請求書発行手数料 (希望者のみ)	封書による送付 利用日毎件数明細付	請求書1通毎に200円

【参考】通常請求書は、圧着はがきによる（月間利用件数金額合計のみ）送付となり無料です。